

第 7 章 広 報 活 動

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知っていただく広報活動を行っています。

1 労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために、2月と10月に「労働相談会（週間）」として、平日夜間及び土曜・日曜にも相談を受け付けました。

期 間	1月29日(土)～2月4日(金)	10月15日(土)～10月21日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	63件	8件
うち夜間	9件	0件
うち土日	13件	2件

※令和4年10月から「労働相談週間」と表記して実施。

2 ホームページでの情報提供等

労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高くなっています。このため、ホームページの内容を大幅に見直し、より見やすく分かりやすい内容に更新するとともに、最新情報の掲載（随時更新）及び毎月のアクセス件数の把握に努めました。

労働委員会の認知方法推移

(%)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ホームページ	8.4	20.4	37.9	39.7	43.1	54.9	55.7
他機関からの紹介	11.5	14.1	15.1	12.9	13.5	12.6	10.1
労委を既知	9.9	8.5	4.6	4.2	4.8	4.8	5.9
知人からの紹介	3.7	3.7	5.2	3.8	4.8	5.4	3
パンフレット類	8.4	13.3	7.4	5.4	5.8	2.8	2.6
テレビ	9.4	6.3	4.1	5.0	2.6	2.2	6.6
ラジオ	4.2	3.3	3.7	2.2	3.8	1.2	1.3
電話帳	8.9	17.8	7.9	5.8	1.0	1.4	0.9
その他	0	0	0	0.6	1.6	1.4	0.6
市町村の広報誌	5.2	1.5	1.5	1.2	1.4	1.6	0.7
ポスター	0.5	1.1	1.2	0.2	0.2	0.3	0
新聞	2.6	0	1.5	1.6	3.0	0.9	0.9
不明	27.2	10.0	9.9	17.1	14.3	10.5	11.6
	100	100	100	100	100	100	100

The screenshot shows the official website of the Miyazaki Prefecture Labor Commission. At the top, there is a navigation bar with the Miyazaki logo and various search and utility options. Below this is a main menu with categories like 'くらし・健康・福祉', '防災・安全・安心', '観光・魅力', '教育・子育て', 'しごと・産業', and '県政情報'. A breadcrumb trail indicates the current page is '労働・雇用 > 宮崎県労働委員会'. A banner for '職場の困りごとをご相談ください' (Please consult us about workplace difficulties) features a phone number '0985-26-7538' and operating hours. Below the banner is a '新着情報' (New Information) section with recent updates.

(宮崎県ホームページ)

3 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談会（週間）」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MR T「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MR T「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Todayみやざき」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS：「宮崎県広報」Facebook、Twitter、LINE公式アカウント

4 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行うこととしておりますが、令和4年は専門学校から出前講座の申し込みがありました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりました。


リーフレット

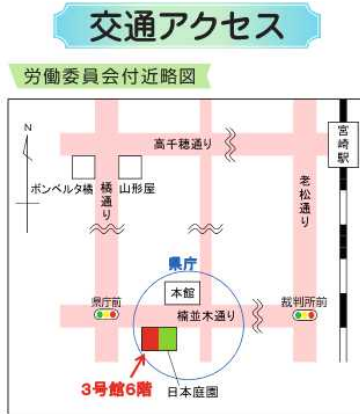
労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！





宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715
HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会

仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇
された…

残業代が
出ない…

なぜ急に
異動？…

パワハラ
では？…

相談
無料



秘密
厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

労働委員会

}

使用者

公正・中立
無料です。

労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



労働者委員
労働組合の役員など
労働者側の事情を的確に把握



公益委員
弁護士など
公平な第三者の立場



使用者委員
会社の役員など
使用者側の事情を的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



解雇トラブルが解決したケース



労働者と使用者のトラブル解決(あっせん)

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で
トラブルが発生
(自主解決が困難)

→

労働委員会へ
あっせん申請

→

事務局職員に
よる事情聴取

→

あっせん実施
(あっせん案提示)

→

受諾

拒否

→

解決

→

打ち切り

労働相談会啓発用チラシ(10月労働相談週間)



日本の
ひなた
宮崎県





賃金未払い
解雇
パワハラ
など

平日夜間・土日もどうぞ！ 労働相談週間

令和4年
10月15日(土)～10月21日(金)

10月15日(土)・16日(日) 9:00～12:00、13:00～17:00
10月17日(月)～21日(金) 8:30～12:00、13:00～19:00

※通常は平日の8:30～12:00、13:00～17:00

**働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538**

無料

秘密厳守

☆相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、HP上の相談フォーム

☆対象者：県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者

☆場所：宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)



詳しくは裏面をご覧ください ▶



主催：宮崎県労働委員会

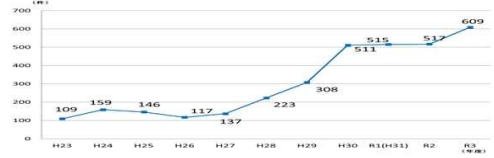
賃金未払い、解雇、パワハラなど、職場では様々なトラブルが発生します。

「どこで相談すればいいのかわからない…」
「こんなこと相談していいのかな…」

労働に関するお悩みであればお受けしますので、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からの相談もお受けしています。

宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

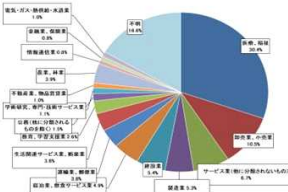
労働相談件数の推移




年度	件数
H23	109
H24	159
H25	146
H26	117
H27	137
H28	223
H29	308
H30	515
R1(H31)	511
R2	517
R3	609

令和3年度の労働相談受付状況


業種別相談割合




相談内容別相談割合



宮崎県労働委員会
〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9番10号
(県庁3号館6階)
TEL:0985-26-7538(相談専用)
FAX:0985-20-2715



労働委員会
ホームページ



駐車場についてはお問い合わせください。